

日本信託基金グラントの手続きと実行

世界銀行と日本政府関係者の役割および責務について

1 はじめに

1.1 PHRD基金とJSDF基金

日本の支援による世界銀行の信託基金には主なものとして、開発政策・人材育成基金 (PHRD) と日本社会開発基金 (JSDF) の2つがある。

PHRD基金は1990年に設立され、貧困削減と能力開発の分野で多岐にわたる活動を支援している。PHRDによる主なプログラムは以下のとおりである。

- ・ PHRD技術協力(TA)プログラム: プロジェクト準備、プロジェクト協調融資、プロジェクト実施、気候変動のためのグラントを提供することにより、世銀の中核業務である融資などの活動を補完
- ・ 日本/世界銀行共同大学院奨学金制度: 大学院教育のための奨学金を提供
- ・ PHRD世界銀行研究所(WBI)能力開発グラント・プログラム
- ・ 日本スタッフETC(長期契約コンサルタント)プログラム
- ・ 日本・世界銀行パートナーシップ・プログラム

JSDFは2000年に設立され、途上国で最も貧しく最も弱い立場にある人々を直接支援すると共に、開発に関わる現地の当局やコミュニティ、非政府組織(NGO)の能力開発、開発プロセスへの参加促進と権限付与を支援している。

PHRDとJSDFの方針については毎年、日本政府と世界銀行が細部にわたって合意する。2008年度の年度方針文書を本ノートの付録として添付している。

どちらの基金についても詳細は、年次報告書および年度方針文書を含め、以下の日本語と英語のウェブサイトにて閲覧できる。

PHRD: <http://www.worldbank.org/phrd> (英語)

JSDF: <http://www.worldbank.org/jsdf> (英語)

PHRDとJSDF: www.worldbank.org/japan/about-j (日本語)

1.2 本ガイダンス・ノートの目標

本ノートの目標は、PHRD TAグラントおよびJSDFグラントの準備、手続き、実行、モニタリングにおける主要関係者の役割と責務を説明することにある。主要関係者とは、世界銀行、被支援国政府、世界銀行日本理事(ED)室、財務省(MOF)、外務省(MOFA)、日本大使館(EOJ)、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)をさす。

PHRD TAグラントとJSDFグラントの大半は、「被支援国が実施を担当する」。すなわち、グラントは世界銀行から被支援国政府(NGOの場合もある)に拠出され、グラント実施(機材や工事、コンサルティング・サービスの調達を含む)は被支援国側の責任において行われる。こうすることにより、被支援国側が自主性を

持つようになり、能力開発を進めることができる。 Grant 提出後の世銀の役割は、実施状況のモニタリングとなる。

以下のセクションでは、各関係者の役割と責務を詳細にとり上げる。

1.3 PHRDとJSDF Grantのライフサイクル

全体的なプロセスは、下の表のとおりである。表には、Grantの「ライフサイクル」における主な段階と、各段階における主要関係者が示されている。

日本信託基金: 典型的な(簡略な)ライフサイクル

ライフサイクルの段階	主な関係者	所要時間(概算)	注記
Grant・プロポーザルの準備	被支援国と世銀タスクチーム・リーダー(TTL)	2-6カ月	申請された活動と日本の二国間/多国間ODA活動が重複することなく、かつ望ましいつながりを持てるよう、TTLはGrant準備の早い段階でEOJと協議することが望まれる。 EOJ、JICA、JBICは、重複を防ぐため、それぞれの援助活動について当該国の世銀代表と頻繁に情報共有することが望まれる。
TTL、幹部(セクター別/国別の幹部を含む)、法務/信託/品質保証担当職員によるGrant・プロポーザルの審査	現地の世銀職員	1-2カ月	TTLには、原則EOJと協議することが義務付けられている。EOJはTTLに、JICAおよび/またはJBICとも協議するよう助言する場合もある。
最終審査と世銀内での承認に向けたGrant・プロポーザルの提出	譲許性資金・グローバル・パートナーシップ(CFP)担当副総裁室および当該分野の専門家	PHRD: 3週間 JSDF: 6-8週間 (JSDFのプロポーザルの方がより複雑であるため)	通常、年間3回の申請機会があり、それぞれ提出期限が定められている。
すべてのGrant・プロポーザルが、承認のため世銀から日本政府に提出される。	理事(ED)室、MOF、MOFA、EOJ(および、EOJの判断次第ではJICAおよび/またはJBIC)	PHRD協調融資のプロポーザル: 4週間 その他すべてのPHRDのプロポーザル: 4週間 JSDFのプロポーザル: 4週間	CFPは、すべてのプロポーザルを理事室経由で正式にMOFに提出する。MOFはMOFA、JICA、JBICと協議の上、プロポーザルが承認された時点でCFPに

			通知する。MOFA、JICA、JBICとの協議は迅速に行われることが望まれる(2週間以内)。
グラント契約の作成と調印	世界銀行 国担当局長と被支援国	8-52週間(通常は8-16週間)	TTLはEOJ、国内外の報道関係者を招いて現地で調印式典を開催することが望まれる。国によっては、グラント調印のプロセスに極めて長い時間を要する。遅れの原因としては、議会の承認待ち、関係省庁の担当職員の異動、選挙などがある。
グラント実施	被支援国	2-4年	
実施状況のモニタリングと監視	TTL(信託担当職員の支援を受けながら)	グラント実施期間中に定期的に視察。TTLは年に1度以上は、世銀の当該地域担当幹部およびCFPIに報告を行う。	
成果の報告と評価	被支援国、TTL、CFP	グラントの完了時点	被支援国はTTLに、TTLは当該地域担当幹部とCFPIに、CFPIは年に1度MOFにそれぞれ報告。MOFはMOFA(EOJ)、JICA、JBICと情報を共有。

2 世界銀行の役割と責務

世銀は、日本理事室への提出に先立ち、その責任において、PHRDとJSDFのプロポーザルが国別／セクター別の戦略に合致し、日本政府との間で合意済みの「運用合意書」と「プログラム・ガイドライン」の要件を満たしており、記載されたグラント目標達成に有効な手段であることを確認する。グラントが承認されると、世銀はその責任において、被支援国との契約が「運用合意書」と「プログラム・ガイドライン」の条件に沿っていることを確認する。

世銀は、以下の責務を果たすことにより、これらの目標の達成を目指す。

プロポーザルが被支援国の戦略、ニーズ、能力と合致：グラントの大半は被支援国が実施する。タスクチーム・リーダー(TTL)は承認されたグラントについて、被支援国側の準備が整っており、財務面・管理面で当該グラントを実施する能力があることを確認しなければならない。TTLは、プロポーザルが技術面で申し分なく、被支援国のニーズや能力に即したものであり、かつ単価やコスト構造が適切であり、同等の世銀プロジェクトと調和が取れていることを確認する責務を負う。プロポーザルの準備に当たって、TTLは当該国の日本大使館と協議を行う(下のセクション4も参照のこと)。

プロポーザルが世銀の国別／セクター別戦略と合致： プロポーザルはすべて、当該国担当局長の承認を必要とするが、国担当局長がセクター・マネージャの承認を求める場合もある。技術的により複雑な分野（PHRD気候変動やJSDFプロポーザルなど）では、世銀内で中立な立場にあり、そのタスクチームと関わっていない専門家が、プロポーザルの技術的内容ならびに単価や支出項目の適切性を審査する。

プロポーザルが「運用合意書」や「プログラム・ガイドライン」と合致： 「プログラム・ガイドライン」は様々なプログラムについて、グラントの上限および支出を認められない項目を定めている。各地域担当の信託基金コーディネータは、プロポーザルが「プログラム・ガイドライン」および各地域の品質基準（設計面やコスト面の配慮を含む）を満たしていることを確認してから、譲許性資金・グローバル・パートナーシップ担当副総裁室（CFP）に提出する。CFPは、各プロポーザルが正確でかつ「プログラム・ガイドライン」を満たしているか詳細に審査する。

日本政府へのプロポーザル提出： CFPは、すべてのプロポーザルを世銀の日本理事（ED）室に正式に提出する。理事室は、理事室、MOF、MOFA、JICA、JBICなど日本関係者からプロポーザルについて質問やコメントがあった場合それを伝え、世銀は適切に対応する。

被支援国との覚書： グラントが日本政府により承認されると、世界銀行の国担当局長と被支援国との間で覚書に調印しなければならない。すべての覚書は、世銀のプロジェクトごとの法的要件と財務面での要件を満たしていると、世銀の法務部門と融資部門（LOA）が認めたものでなければならない。通常は、日本政府代表者を招いてのグラント調印式典が執り行なわれる。

実施： 承認されたグラントについては、世銀の通常の慣行に従った形で監理が行われる。世銀の基準に従い、また世銀の調達ガイドラインを用いて実施の進捗状況を監理する最初の責務はタスクチーム・リーダー（TTL）が担う。さらに、セクター・マネージャ、国担当局長、CFPが定期的にグラント・モニタリング・レポートを検証することで監理する。世銀の信託担当職員（財務管理・調達担当職員）は、TTLのグラント資金の活用状況モニタリングを補佐する。グラントを受けたすべての活動は、外部監査、世銀の内部監査部門（IAD）による内部監査を含めた監査、ならびに信託基金品質保証・コンプライアンス部門（TQC）によるコンプライアンス・チェックの対象となる。成果や成果物はタスクチーム・リーダーが定期的にモニターした上で、定期的なグラント・モニタリング・レポート（100万ドルを超えるグラントについては、グラント終了時に作成される実施完了メモランダム（ICM））を作成してセクター・マネージャとCFPに報告する。すべてのICMはCFPが審査する。世銀はPHRDとJSDFプログラムの実績を記した年次報告書を作成する。約4年に1度、PHRDとJSDFのそれぞれのパフォーマンスについて、より幅広く包括的な評価が実施される。

3 財務省（MOF）の役割

MOFはその責務において、すべてのプロポーザルについて最終的な承認を行う。プロポーザルはCFPが世銀の日本理事室を通じてMOFに提出する。理事室は初期コンプライアンス・チェックを行った上で、プロポーザルを東京のMOF本省に送付する。MOFは、プロポーザルの写しをMOFA、JICA、JBICに送付する。

MOFAからのコメントを受け取り、さらにMOFの職員がMOF政策との合致性を確認した後、MOFは理事室を通じてCFPに決定内容を通知する。

4 外務省(MOFA)、日本大使館(EOJ)、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)の責務

(1) グラント・プロポーザルの準備段階

EOJは、TTLから相談を受けると、プロポーザルの活動を審査し、日本の外交政策や援助プロジェクト／プログラムと矛盾しないことを確認することが求められる。EOJは、日本の他の拠出金と調整を図ることにより、プロポーザルの活動が最大限の開発効果をもたらすことができるよう、そうした活動と日本の多国間・二国間の政府開発援助(ODA)とのつながりや協調の可能性についてコメントする場合がある。

(2) 最終審査のためのグラント・プロポーザル提出後

MOFAはすべてのプロポーザルの写しを当該国の日本大使館に送付する。MOFAと日本大使館、JICA、JBICがプロポーザルを審査し、日本の外交政策や援助プロジェクト・プログラムと矛盾しないことを確認し、グラント・プロポーザルの活動と日本の多国間・二国間ODA活動とのつながりや重複の可能性についてチェックする。日本大使館は必要に応じて、TTLに対しさらなる協議を求める場合がある。

付録

2008年度方針文書

- ・ PHRD技術協力(TA)
- ・ PHRD協調融資
- ・ PHRD気候変動
- ・ JSDF